

長崎市個人情報の漏えい等事案の公表に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市政の透明性を確保し、もって市政に対する市民の信頼の確保に資するため、本市において個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「個人情報の漏えい等」という。）が発生した場合の公表に関する基準を定めるものとする。

(公表基準)

第2条 個人情報の漏えい等が発生した場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公表するものとする。

- (1) 公表することで個人の生命、身体又は財産の安全を侵害するおそれがあると認められる場合
- (2) 公表することで捜査に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合
- (3) 個人情報の漏えい等の被害者が公表を望まない意思を明確に示した場合
- (4) その他非公表とすることに相当の理由があると認められる場合

(公表の方法)

第3条 次の各号のいずれかに該当する事案（以下「重大な個人情報の漏えい等事案」という。）については、発生の都度速やかに、公表するものとする。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる個人情報の漏えい等が発生した場合
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人情報の漏えい等が発生した場合
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある本市に対する行為による個人情報の漏えい等が発生した場合

(4) 個人情報に係る本人の数が100人を超える個人情報の漏えい等が発生した場合

(5) 著しく不適切な事務処理により個人情報の漏えい等が発生した場合
その他の市長が特に必要と認める場合

2 前項の規定による公表は、本市ホームページへの掲載（本市ホームページのうち総務部総務課が管理するページへの掲載をいう。以下同じ。）及び市政記者への情報提供（漏えい等事案に関する担当課においてなされる情報提供をいう。）により行うものとする。

3 前項の規定による公表のほか、市長が特に必要と認める場合は、漏えい等事案に関する担当課において記者会見を行うものとする。

4 重大な個人情報の漏えい等事案以外の事案については、上半期分と下半期分の年2回に分け、一括して公表するものとする。この場合において、一括して公表する際には、重大な個人情報の漏えい等事案に関する情報も含めて公表するものとする。

5 前項の規定による公表は、本市ホームページへの掲載により行うものとする。

6 第2項及び前項の規定による本市ホームページへの掲載は、当該個人情報の漏えい等事案が発覚した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日まで行うものとする。

（公表の内容）

第4条 重大な個人情報の漏えい等事案については、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 漏えい等事案の発生日及び発覚日

(2) 漏えい等事案に係る事実経過

(3) 漏えい等した情報の内容

- (4) 漏えい等した情報の対象人数
- (5) 漏えい等事案の発生原因
- (6) 漏えい等事案の発生後の対応
- (7) 漏えい等事案の再発防止のための措置
- (8) 漏えい等事案に関する担当課

2 重大な個人情報の漏えい等事案以外の事案については、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 漏えい等事案の発生日及び発覚日
- (2) 漏えい等した情報の内容
- (3) 漏えい等した情報の対象人数
- (4) 漏えい等事案に関する担当課

3 前2項の規定による事項のほか、個人情報の漏えい等事案に関し、個人情報保護委員会から指導、助言又は勧告がなされた場合は、速やかに当該指導、助言又は勧告の内容について、本市ホームページへの掲載及びその他適切な方法により公表するものとする。

(委任)

第5条 この基準に定めるもののほか、個人情報の漏えい等の公表に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和7年長崎市告示第702号）

この基準は、告示の日（令和7年11月4日）から施行し、令和7年度分の個人情報の漏えい等事案に係る本市ホームページへの掲載から適用する。